

精神保健福祉法について

精神保健福祉法について (1) 法律の目的

正式名称 **精神保健及び精神障害者福祉に関する法律**
(昭和二十五年五月一日法律第二百二十三号)

精神保健福祉法改正による第1条目的規定の追記 (赤色部分)

法改正後の第1条

(この法律の目的)

第1条 この法律は、**障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ**、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

※ 令和4年の法改正により、精神保健福祉法（正式名称は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」）の法目的として、**精神障害者の権利擁護を図ることが明確化**された。（令和5年4月1日施行）

精神保健福祉法について (2) 主な内容 ①

精神科病院 (第19条の7)

都道府県は、精神科病院を設置しなければなりません。

医療及び保護 (第21条、第29条、第33条)

精神障がい者の任意入院や措置入院、医療保護入院等が規定されております。

精神保健指定医 (第18条)

厚生労働大臣は、申請に基づき、措置入院や医療保護入院の要否、行動の制限等の判定を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医に指定します。

精神保健福祉法について (3) 主な内容②

精神保健福祉センター (第6条)

都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、精神障害に関する相談や知識の普及等を行う、精神保健福祉センターを設置することとされています。

精神障害者保健福祉手帳 (第45条)

精神障がい者は、その居住地の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができます。都道府県知事は、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければなりません。

精神保健福祉相談員 (第48条)

都道府県・市町村は、精神保健福祉センター・保健所等に、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談に応じたり、精神障がい者及びその家族等を訪問して指導を行うための職員（精神保健福祉相談員）を置くことができます。

精神保健福祉法について (4) 改正点

令和6年4月から

県 = 都道府県及び指定都市

市 = 市町村

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き (法第33条)

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
- 入院期間については、以下の要件を満たす場合は、入院の期間を更新できる。
 - ・ 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
 - ・ 退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
 - ・ 家族等に必要な事項を説明した上で、家族等の同意があること (家族等がない場合等は、市町村長による同意) 市

※ 家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院期間を更新した場合は、更新届を都道府県等に提出 (医療保護入院の定期病状報告は廃止) 県

参考

- 様式19「医療保護入院者の定期病状報告書」に代わるものとして「医療保護入院者の入院期間更新届」を新たに作成。

【出典】
厚労省
資料

精神保健福祉法について (4) 改正点

令和6年4月から (続き)

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

市

- 入院時又は入院期間の更新における家族等の同意について、家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合（家族等がその旨を明示していることが必要）についても、市町村長同意の依頼をすることができる（法第33条第2項）。

入院者訪問支援事業（法第35条の2）

県

- 都道府県及び指定都市は、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員による支援を行う事業を実施できる。
- 都道府県及び指定都市が、訪問支援員を選任、研修等を実施。

※ 法定事業に向けて令和5年度から予算事業・訪問支援員等の研修を開始。

【出典】
厚労省
資料

精神保健福祉法について (4) 改正点

令和6年4月から (続き)

地域生活への移行を促進するための措置

- 措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することを義務化 (法第29条の6)
- 地域援助事業者 (※) の紹介 (現行努力義務) を義務化するとともに、措置入院者にも適用 (法第29条の7 (法第33条の4で準用する場合を含む))

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者 (共同生活援助、訪問介護事業者等)。市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じて調整等を行うこと。

市

措置入院時の入院必要性に係る審査 (法第38条の3)

- 措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要。

県

【出典】
厚労省
資料

参 考

- 措置入院時に都道府県から精神医療審査会に提出する資料として、「措置入院決定報告書」を新たに作成。

精神保健福祉法について (4) 改正点

令和6年4月から (続き)

精神科病院における虐待防止措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修や普及啓発、相談体制の整備等を行う必要があり、指定医はそれに協力しなければならない (法第40条の2)。

虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

県

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、都道府県等に通報しなければならない (法第40条の3第1項)。
- 都道府県知事等は通報等に際し、病院の管理者に対して報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行い、改善計画の提出や必要な措置を採ることを命ずることができる (法第40条の5、第40条の6)。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する (法第40条の7)。

参 考

- 精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県等における対応の流れをフローで示すなど、具体的な事務取扱を定めた通知を发出

【出典】
厚労省
資料

精神保健福祉法について (4) 改正点

令和6年4月から (続き)

自治体の相談支援の対象の見直し (法第46条)

県 市

- 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も対象となる。

相談及び援助 (法第47条第5項)

県 市

- 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

留意点

- 法改正により、市町村が行う精神障害者やその家族等に対する「指導」は、「援助」に規定を変更。

(例) 第46条第3項

【現行】市町村（保健所を設置する市を除く。次項において同じ。）は、（略）精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。

【出典】
厚労省
資料

【改正後】市町村（保健所を設置する市を除く。次項において同じ。）は、（略）精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行なければならない。

精神保健福祉法について (4) 改正点

令和6年4月から (続き)

市町村への支援に関する都道府県の責務 (法第48条の3条)

県

市

- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

参考

- 精神障害者や精神保健に課題を抱える者への相談支援については、(指定都市・保健所設置市以外の)市町村においては、精神保健福祉法上の「努力義務」となっており、法的には現時点で義務づけられてはいないものの、福祉・母子保健・介護等の分野と精神保健分野の複合的な支援ニーズがみられる中で、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」等において、市町村における実施の重要性が指摘されている。
- このため、今後関係省令や、精神保健福祉業務運営要領(通知等)において、精神保健に関する相談支援に関し、市町村が実施する内容について、具体化・明確化を図っていくことを検討中。

【出典】
厚労省
資料

詳しくは・・・

五訂
精神保健福祉法詳解

精神保健福祉研究会 監修

中央法規

精神保健に関する相談体制に整備に向けて

- 庁内及び庁外の相談窓口を把握
(福祉、障がい、母子、高齢者等)
- つなぐ時は、本人の了解を取って、相談先へ
事前に情報提供
- 相談者本人には、相談窓口を丁寧に伝える
(相談窓口の名称、連絡先(住所、電話番号)
担当者名)

精神保健福祉センターの 概要や取組について

精神保健福祉センターとは

- 精神保健福祉法第6条に規定
- 都道府県、指定都市に設置 * 全国 69ヶ所
- 地域住民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための総合的技術センターとして、
地域精神保健福祉活動推進の中核的機能を担う機関。
- 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに精神保健福祉手帳の申請及び自立支援医療費(精神通院)の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。

岩手県精神保健福祉センター



岩手県福祉総合相談センター

住所：盛岡市本町通三丁目19-1
電話：019-629-9617
こころの相談電話（相談専用）
019-622-6955
（平日 月～金曜日 9時～18時）

〔沿革〕

- ・昭和48年 岩手県精神衛生センター設置。
- ・平成13年 中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所と統合し、**岩手県福祉総合相談センター**となる。

* 「岩手県精神保健福祉センター」の名称は継続。

- ・平成21年 精神保健福祉センター内に「岩手県自殺予防情報センター」（H28年「**岩手県自殺対策推進センター**」に改称）、「**岩手県ひきこもり支援センター**」設置。
- ・令和2年「**依存症相談拠点**」に指定。

〔職員配置〕

所長（精神科医）、精神保健福祉顧問（精神科医）、次長、保健師、心理判定員、自殺対策活動専門員、ひきこもり相談支援員等

精神保健福祉センター業務

精神保健福祉法 第6条

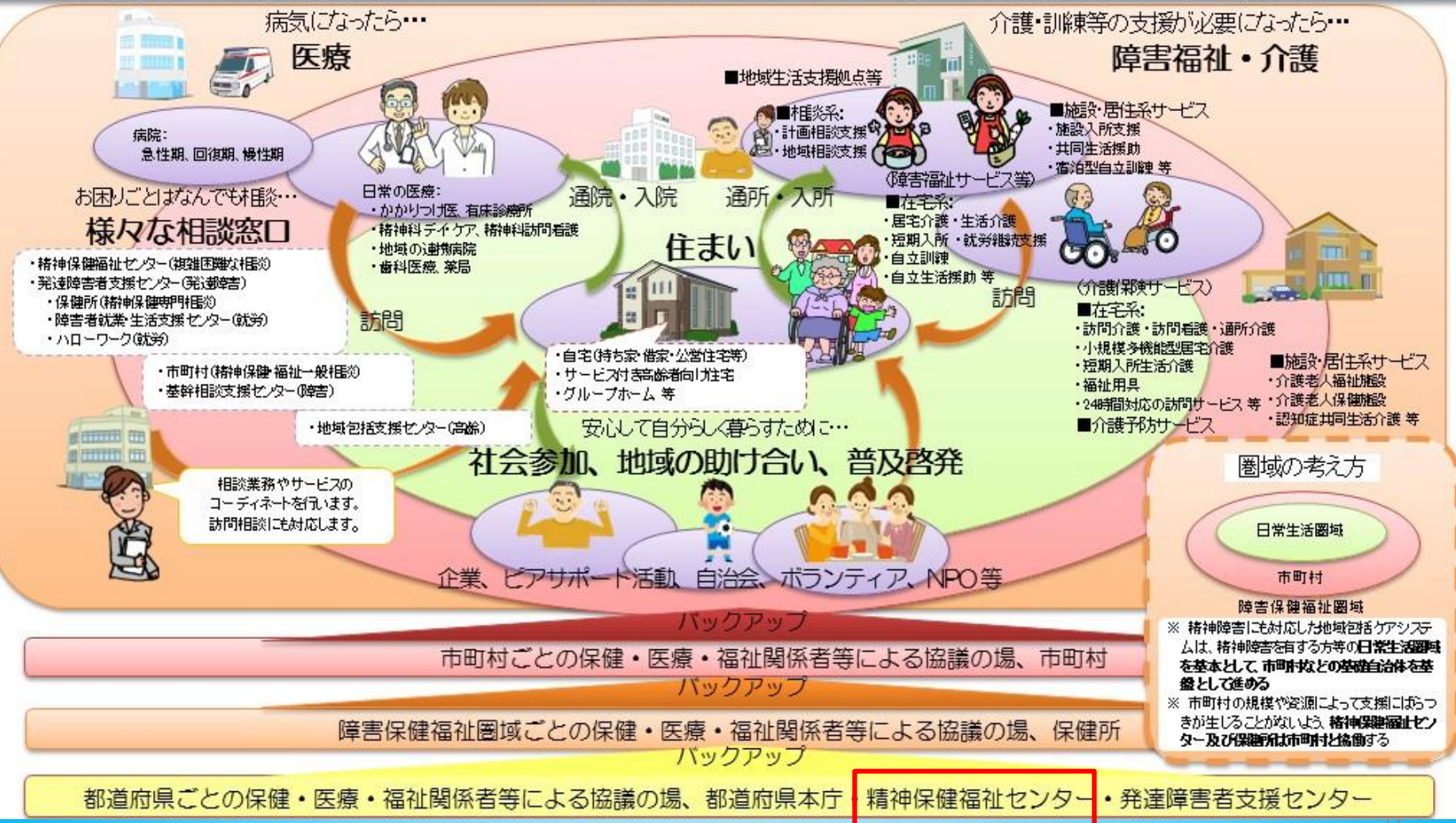
- ①精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究
- ②精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導
- ③精神医療審査会の事務
- ④精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療公費負担の認定
- ⑤障害福祉サービス支給要否に関する意見
- ⑥障害福祉サービスに関する市町村への技術援助

精神保健福祉センター運営要領

- ①企画立案
- ②技術指導及び技術援助
- ③人材育成
- ④普及啓発
- ⑤調査研究
- ⑥精神保健福祉相談
- ⑦組織育成
- ⑧精神医療審査会の審査事務
- ⑨精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



岩手県ひきこもり支援センター

家から出られずに
苦しんでいる

人に会うのが
とても怖い

いやな記憶や考えが
頭から離れない

ひきこもりで悩んでいる皆様へ

うちの子が考えている
ことがわからない

岩手県ひきこもり支援センター

☎ 019-629-9617

誰に相談したら
いいの？

1人で悩まず、まずはご相談下さい

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和5年度：245市区町村）

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター（令和5年度：32市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和5年度：93市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和5年度：120市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

○市町村への準備支援（拡充）

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実感把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置

都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承

※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～



全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

（明確化自治体数）
1,487/1,741自治体
（85.4%）

（市町村プラットフォームの設置自治体数）
1,319/1,741自治体
（75.8%）

※令和5年度末時点速報値

後方支援

立ち上げ支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修

多職種専門チームの設置等

②支援の質の向上

③支援者のケア

①社会全体の

気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ

厚生労働省

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

岩手県自殺対策推進センター

保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、市町村等に対し適切な助言や情報提供等を行うとともに、地域における自殺対策関係者等に対し研修等を行うことにより、全ての市町村等において、地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されることで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。

- 岩手県は、全国的に自殺率が高率県で、自殺対策は本県における重要な政策課題となっており、平成21年に当センター内に岩手県自殺予防情報センターが設置され、以下の事業を実施している。（平成28年5月「岩手県自殺対策推進センター」となる。）

【事業の内容】

1 情報の提供等

- ・警察庁、人口動態統計を基にした情報収集、分析、
- ・県内の自殺対策（久慈モデル）に関する実施状況調査

2 自殺対策計画支援

- ・データの集計・分析、市町村等への情報提供
- ・市町村等に対する自殺対策計画策定の取組状況等の把握
- ・市町村の状況を踏まえた支援

3 連絡調整

- ・岩手県自殺対策推進協議会、圏域・市町村における関係機関の自殺対策推進連絡会議、ネットワーク連絡会、岩手県自死遺族支援実務者連絡会等の連絡調整

4 市町村及び民間団体への支援

- ・自殺対策推進連絡会議等への出席、助言等
- ・ボランティア団体等への協力支援

5 人材育成研修

(1) 当センターにおける研修等開催

- ・関係機関対象とした自殺対策に関する研修
- ・保健所、市町村自殺対策企画担当者を対象とした研修
- ・自死遺族支援公開講座
- ・地域ケア会議

(2) 地域への技術支援等

- ・ケア会議等への職員講師派遣
- ・各種研修会等への講師(職員)派遣

6 自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する指導等

- ・自殺未遂者支援
二戸地域において「なやみ解決こころサポート事業」の実施
- ・自死遺族支援
自助グループの支援及び交流会の開催支援
- ・必要に応じて、圏域、市町村等に対して適切な指導又は助言等の支援

7 相談支援の強化

- ・「こころの電話相談」(午前9時から午後6時まで)による相談実施

8 専門職員の配置

グループによる支援①

・依存症家族教室

【対象】

アルコール依存や薬物依存の問題を抱える方のご家族

令和8年度 依存症家族教室 のご案内

依存症は、自らの意志で止めることが困難な病気です。ご本人だけでなく、家族の方々も悩み苦しんでいます。依存症という病気に対する正しい知識を得て、家族としての適切な対処方法を選び、家族同士で困っていることを話し合い、本人の回復について一緒に考えていきましょう。

- 毎回CRAFTワークブックによる学習会と家族同士の話し合いをおこないます。
- 全6回の教室です。

回	日程	テーマ
1	6月4日(木)	○依存症とは ○本人を回復につなげるために
2	7月2日(木)	○問題行動の分析 ○暴力への対策
3	8月27日(木)	○コミュニケーションスキルの改善
4	9月10日(木)	○イネープリングを止め、望ましい行動を増やす
5	10月15日(木)	○あなた自身の生活を豊かにする
6	11月12日(木)	○本人に治療を勧める

日 時：月1回 木曜日 午後1時30分から午後3時30分まで

対 象：アルコール依存や薬物依存等の問題を抱える方の家族

場 所：岩手県福祉総合相談センター 4階大会議室等（住所：盛岡市本町通三丁目19-1）

参加費：無料（会場までの交通費は自己負担のこと）

申 込：令和8年5月21日（木）まで

*わからないこと、聞いてみたいこと等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お申込み・お問合せ先

岩手県精神保健福祉センター 電話：019-629-9617

〒020-0015 盛岡市本町通三丁目19-1

岩手県福祉総合相談センター 4階



グループによる支援②

～グループによる本人支援・自助グループ支援～

・ほほえみの会

対象;統合失調症などの精神疾患を抱えている人
内容;レクリエーション、話し合い

・風の会

対象;統合失調症などの精神疾患を抱えている人
内容;絵画を通じた交流

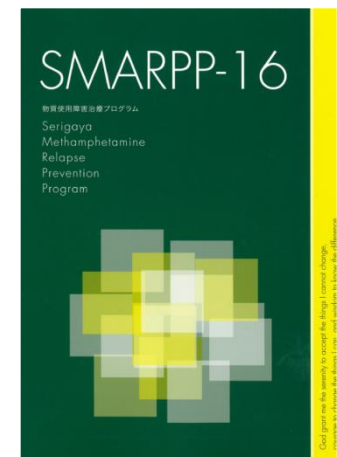
・小さな集まり

対象;社会復帰や社会生活に不安を抱える人
内容;語り合い、リラクゼーション、外出活動

・SMARPP

対象;違法薬物、ドラッグ、アルコールなどの薬物依存に
お悩みの方

内容;SMARPP(スマープ)という物質使用障害治療プログラム



グループによる支援③

～遺族支援～

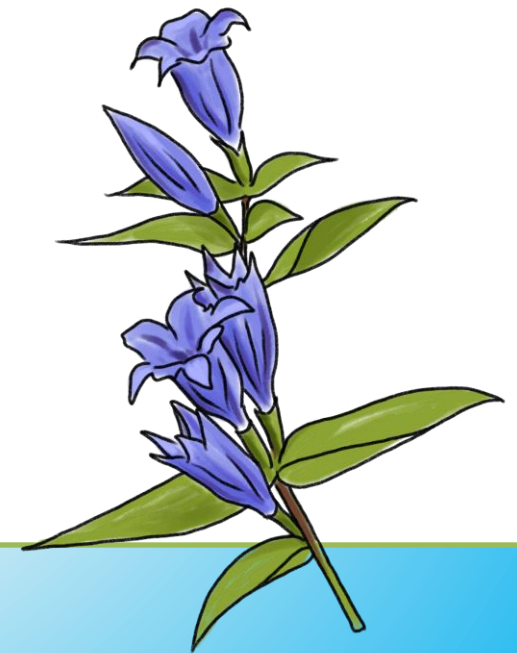
・りんどうの会(盛岡地域の自死遺族交流会)

対象;大切な人を自死で亡くされたご家族

内容;分かち合い

※県内では7保健所で自死遺族交流会を開催しています。

(中部(北上)・奥州・一関・宮古
・釜石・久慈・二戸)




岩手県精神保健福祉センター



ページ番号1015891

印刷 

大きな文字で印刷 

> 岩手県精神保健福祉センター 業務概要

> 岩手県精神保健福祉センター利用案内

> 岩手県依存症相談拠点機関

> 支援関係者向け情報

> 第52回岩手県精神保健福祉大会

> 岩手県内の各種相談窓口・医療機関の情報

> 岩手県ひきこもり支援センター

> 災害時におけるこころのケア

> 公開講座等の情報(一般参加可能)

相談窓口

精神疾患、依存症、ひきこもり、自殺に関する相談、自死遺族相談、災害後の心の不調など、メンタルヘルス問題全般に関わるご相談をおうかがいしています。



「こころの相談電話」

平日 9:00~18:00

TEL (相談専用) 019-622-6955



「来所相談」

平日 9:00~16:00 (要予約)

受付窓口 019-629-9617

〒020-0015 盛岡市本町通3丁目19-1

御清聴ありがとうございました